

特定個人情報保護評価書「八王子市予防接種に関する事務」素案の概要

1 全項目評価書

I 基本情報
【事務の内容】
・ 予防接種に関する事務 子どもや高齢者に関する予防接種歴の登録等 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 新型コロナウイルス感染症予防接種に関する接種券の発行・接種歴の登録等 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行（電子交付及びコンビニ交付含む）
【使用するシステム】
・ 総合健診システム ・ ワクチン接種記録システム（VRS） 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
【特定個人情報ファイルを取り扱う理由】
予防接種の記録等を確認し、適切な接種間隔で実施していくことが必要となるため。
【法令上の根拠】
・ 予防接種に関する事務 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 10 条 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 番号法第 19 条第 16 号及び第 6 号

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

【主な記録項目】

- ・ 個人番号
- ・ 4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）
- ・ その他住民情報

【特定個人情報ファイルの取扱いの委託】

- ・ 予防接種に関する事務
総合健診システム保守：株式会社両備システムズ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付機能を含む。）
ワクチン接種記録システム（VRS）管理：株式会社ミラボ

【特定個人情報の提供等（委託に伴うものを除く）】

市町村長に提供

【特定個人情報の保管】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する予防接種事務
政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用。
- ・ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
- ・ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

【目的外の入手が行われるリスク】

・新型コロナウイルス感染症対策に関する予防接種事務

転出入者について、転出元または転入先市区町村から接種記録を入手又は提供するが、その際は、八王子市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手又は提供する。

・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードの IC チップ読み取り（券面事項入力補助 AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助 AP の暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

【特定個人情報の保管・消去】

・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。

電子交付アプリと VRS との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

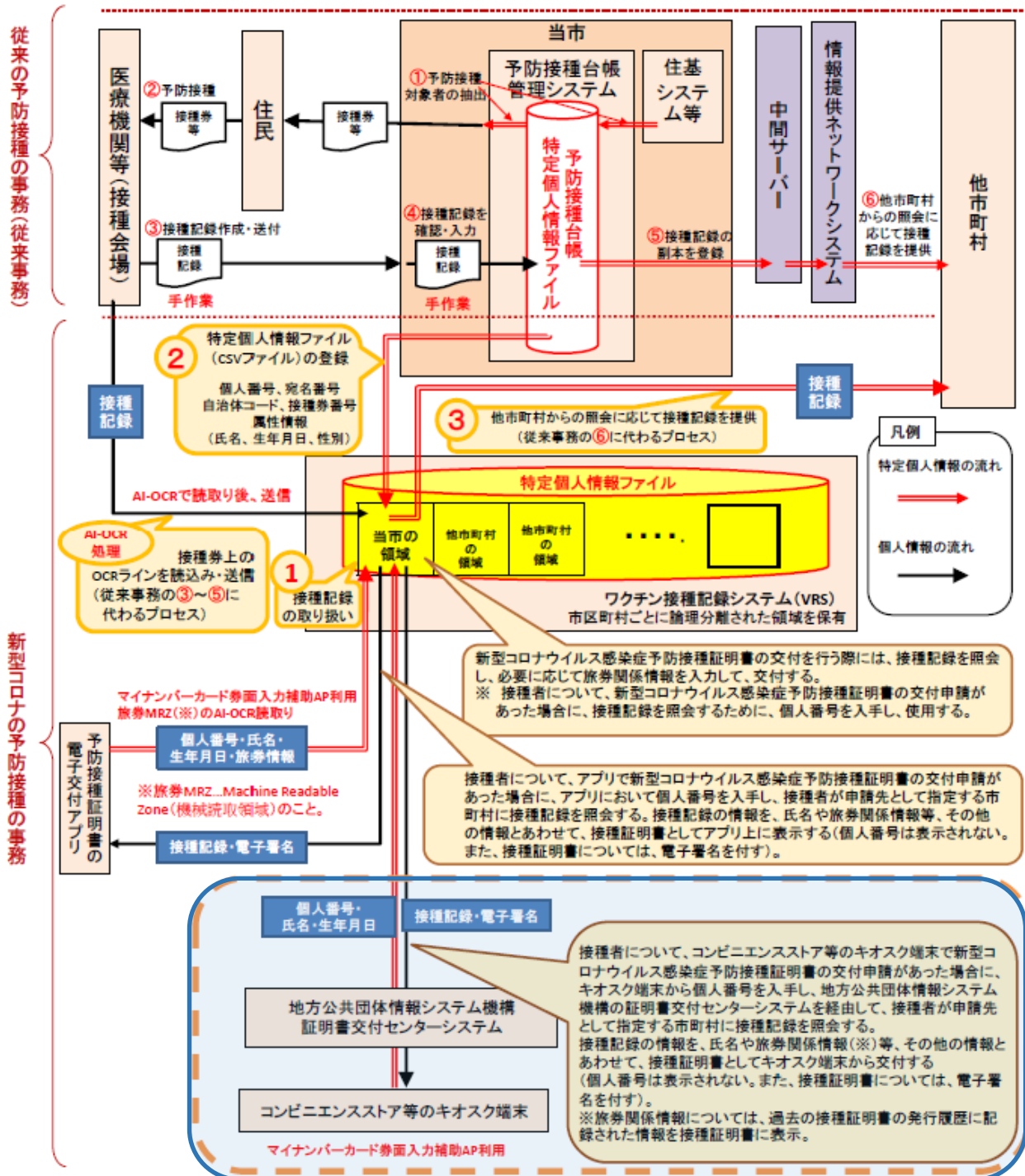
・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムと VRS 間の通信については LGWAN 回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

※下線部分が追加・変更項目

2 事務の流れ



※右下の網掛け部分が追加した事務